

【「じぶんローン」ローン規約_新旧対比表】

新（赤字部分が変更箇所）：2026年7月31日以降	旧（赤字部分が変更箇所）
第1条～第3条（省略）	第1条～第3条（省略）
<p>第4条 借入可能上限額</p> <ol style="list-style-type: none"> 借主は、基本契約の借入可能上限額の範囲内で繰り返しこの取引による借入れができるものとします。ただし、短期間において高い頻度で借入れが行われ、当社が債権保全上必要と認めたときは、第3項に基づき新たな貸付けを中止する場合があります。 基本契約の借入可能上限額は、当社が決定します。 第2項にかかわらず、当社が債権保全上必要と認めたときは、この取引の借入可能上限額を減額（新たな貸付けを中止することを含む。以下同じ。）できるものとします。 第3項により借入可能上限額を減額した後に、減額事由が解消しかつ当社が相当と認めた場合には、当該減額事由により減額されていた範囲内で借入可能上限額を増額することができます。 	<p>第4条 借入可能上限額</p> <ol style="list-style-type: none"> 借主は、基本契約の借入可能上限額の範囲内で繰り返しこの取引による借入れができるものとします。 基本契約の借入可能上限額は、当社が決定します。 第2項にかかわらず、当社が債権保全上必要と認めたときは、この取引の借入可能上限額を減額（新たな貸付けを中止することを含む。以下同じ。）できるものとします。 第3項により借入可能上限額を減額した後に、減額事由が解消しかつ当社が相当と認めた場合には、当該減額事由により減額されていた範囲内で借入可能上限額を増額することができます。
第5条～第26条（省略）	第5条～第26条（省略）
【2026年7月31日現在】	【2026年2月15日現在】